



被保険者証の廃止に伴う 所要の改正をするための条例改正

1 改正の趣旨

「国民健康保険法」の一部改正（令和 5 年 6 月 9 日公布・令和 6 年 12 月 2 日施行）により、国民健康保険の被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証に係る規定について所要の改正をします。

2 主な改正内容

〈被保険者証の廃止に伴う所要の改正〉

条例で過料を科すこととしている規定のうち、保険税を滞納している者が被保険者証の返還を求められ、応じなかった場合の規定を削ります。

■過料を科すこととしている行為（抜粋）

現 行	改 正 後
① 被保険者の資格の取得又は喪失をしたことについて届出をしなかった場合 ② 被保険者の資格の取得又は喪失をしたことについて虚偽の届出をした場合 ③ <u>保険税を滞納している者が被保険者証の返還を求められ、応じなかった場合</u>	① 被保険者の資格の取得又は喪失をしたことについて届出をしなかった場合 ② 被保険者の資格の取得又は喪失をしたことについて虚偽の届出をした場合 〔削る〕

3 施行期日

令和 6 年 12 月 2 日